

農用地等の貸付・借受希望を受け付けます

問 農業振興課 ☎65・65222

滋賀県農地中間管理機構では、農業経営を縮小する人などから農用地等を借り入れ、担い手農家などへ貸し付けしています。

農用地等を貸したい人

【対象】農業振興地域内の農用地等

【貸付期間】原則10年以上

【受付期間】8月2日(月)～10月29日(金)

【申込み】

事前に貸付申出書を提出してください。申出書は、各窓口にあります。

※貸付先は、機構の貸付ルールに基づき選定されます。

※貸付に伴い協力金の交付対象となる場合がありますので、詳しくは担当課までお問い合わせください。

でお問い合わせください。

農用地等を借りたい人(随時受付可能)

【対象】

認定農業者、認定新規就農者、農業法人・農地プランにおける中心経営体等

【申込み】

事前に借受希望申込書を提出してください。今回の貸付先候補者は、10月29日(金)までに受け付けた人です。

問合せ・提出先

農業振興課(本庁舎2階)、北部農林管理調整係(北部振興局1階)、農業委員会事務局(本庁舎2階)、農地中間管理機構湖北地域窓口(滋賀県湖北合同庁舎4階)、各J/A



農振除外等の申出手続きを受け付けます

問 農業振興課 ☎65・65222

農用地区域内農地(青地)を農用地以外の用途に利用する場合は、長浜農業振興地域整備計画の中の農用地利用計画の変更により、農用地区域からの除外(以下、「農振除外」)を行ううえで、農地転用の許可を受ける必要があります。

農振変更を伴う土地の利用計画を検討している人は、必ず期限内に事前協議を行い、必要書類を提出してください。

【受付区分】
○農振除外申出(青地↓白地)
○農振編入申出(白地↓青地)
○軽微変更申出(農業用施設を建てる場合など)

【申出手続き】
①事前協議
8月2日(月)～31日(火)
平日8時30分～17時15分
②受付期間
9月1日(水)～24日(金)
平日8時30分～17時15分

※事前協議の結果、要件を満たす見込みのあるものが対象です。また、すべての添付書類が揃った申出書

のみ受け付けます。

※農業用施設用地への用途区分の変更(軽微変更)については、随時受け付けます。

※申出書の様式等は担当課にあります。また、市ホームページからダウンロードすることもできます。

※制度の概要や除外要件など詳しくは、市ホームページでご確認ください。

【その他】

○計画の変更には県の同意が必要で、受付期間終了から農振除外まで概ね6か月程度かかります内容によっては、それ以上かかる場合もあります。

○計画の変更は個人の申出であつても市全体の計画に関係するものであるため、すべての申出が認められるとは限りません。また、関係機関との協議の結果、農振除外できない場合があります。



市公式LINEで災害情報等を配信しています

問 防災危機管理課 ☎65・65555



市公式LINEアカウントから災害情報等の配信を開始しています。災害情報以外にも、防犯情報、入札情報等様々な情報を配信していますので、ぜひ登録ください。配信を希望する人は、市公式LINEアカウントを友達に追加してください。メッセージで登録ページのURLを送信します。

【アカウント情報】

アカウント名：長浜市
LINEID：@nagahamashi

街並み景観形成やにぎわいづくりを応援します

問 商工振興課 ☎65・87666



伝統的な建築様式の建物を保存・活用した魅力ある街並みを形成する事業や、商店街ににぎわいを創出する事業、観光誘客の効果を高める事業に必要な経費の一部を補助します。

【募集期間】8月16日(月)～27日(金)

【対象事業】

- ①伝統的街並み景観形成事業(該当区域)
 - A 商業観光推進ファサード整備事業 (1/2 150万円)
 - B 伝統的町家ファサード整備事業 (1/2 200万円)
- C 伝統的町家再生生活用等整備事業 (1/2 500万円)

【対象区域】

特定景観形成重点区域ほか
※補助対象事業や区域、対象者など詳しくは、担当課までお問い合わせください。
※応募多数となった場合は、予算の状況により補助できない場合があります。

がん治療をしている人のために医療用ウィッグの購入費を補助します

問 健康推進課 ☎65・77599



【対象者】

- 次のいずれにも該当する人
 - 申請日時点で、市内に住所がある人
 - 抗がん剤治療の副作用による脱毛症状に対処するために、ウィッグを購入した人
 - 補助金の申請日時点で市税、国民健康保険料に未納がない人
- 【補助金額】上限1万円
- 【申請期限】購入日の翌日から1年以内

※対象者一人につき1回を限度とします。

【申請方法】

申請書と次の必要書類を直接担当課に提出してください。
※申請書は担当課、北部健康推進センターにあります。また市ホームページからダウンロードすることもできます。
【申請書類】
補助金交付申請書兼請求書、ウィッグを購入した金額の明細がわかる書類(領収書等)、脱毛の副作用がある抗がん剤治療等受診を証明する書類

移住コンシェルジュと空き家アドバイザーを配置しました

問 ふるさと移住交流室 ☎65・6371



長浜への移住希望者の相談窓口として移住コンシェルジュ2人を配置しました。また、集落の中にある空き家の活用方法等について、所有者や自治会からの相談窓口として空き家アドバイザー1人を配置しました。

■移住コンシェルジュ

久保田 誓さん



矢島 絢子さん



■空き家アドバイザー

大森 敏昭さん



【主な役割】

- 空き家の診断
- 所有者、自治会と調整し、活用できる空き家のバンク登録
- 空き家バンクの公開

【問合せ】

☎72・4597

【問合せ】

☎050・1751・2780